

府立学校における再生資源化可能なゴミ等の処分について

対象受検機関：教育庁 施設財務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																					
<p>1 大阪府における再生資源化の取組 大阪府においては、平成28年6月に平成32年度を目標年次とした「大阪府循環型社会推進計画」を策定し、同計画では「大阪府の率先行動」として「大阪府は、自身が大きな事業体であり、引き続き、3Rに自ら率先して取り組み、府民や事業者と協力して循環型社会の構築を進めます。」としている。 ※「3R」＝リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）</p> <p>2 府立学校における古紙類処分の状況 上記の計画を踏まえ府立学校（179校）における古紙類の処分状況について、施設財務課が調査を行ったところ、結果は下記のとおりであった。 ※調査対象：府立学校179校 [高等学校138校、支援学校46校から分校等5校を除く]</p> <table border="1" data-bbox="252 886 1347 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>校数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①分別貯留実施</td> <td>173校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②売却処分</td> <td>17校</td> <td>・11校は売却し収入としている。 ・6校は一般廃棄物収集運搬委託費から減額</td> </tr> <tr> <td>③無償処分</td> <td>118校</td> <td>・一般廃棄物収集運搬業者による無償収集等</td> </tr> <tr> <td>④有償処分</td> <td>38校</td> <td>・一般廃棄物収集運搬業者が一般ゴミと併せて収集し有償で処分</td> </tr> <tr> <td>⑤分別未実施</td> <td>6校</td> <td>・不燃物と可燃物の分別のみ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>179校</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 分別貯留…一般廃棄物と古紙類を分けて保管しておくこと。 売却処分…古紙類の処分に関して何らかの対価を得ること。 無償処分…古紙類の処分に関して支出・収入が伴わないこと。 有償処分…古紙類の処分に関して支出が伴うこと。</p> <p>3 上記調査から判明したポイント ・179校のうち173校（①）において、再生資源化に向けたゴミの分別貯留が行われている。 ・173校（①）のうち135校（②+③）において、再生資源化処理を行っている。 ・分別貯留が行われている学校の中にも、古紙類を一般ゴミと併せて有償処分している学校が38校（④）ある。 ・古紙類の分別貯留を行っていない学校が6校（⑤）ある。</p>		校数	備 考	①分別貯留実施	173校		②売却処分	17校	・11校は売却し収入としている。 ・6校は一般廃棄物収集運搬委託費から減額	③無償処分	118校	・一般廃棄物収集運搬業者による無償収集等	④有償処分	38校	・一般廃棄物収集運搬業者が一般ゴミと併せて収集し有償で処分	⑤分別未実施	6校	・不燃物と可燃物の分別のみ	計	179校		<p>1 再生資源化可能なゴミの分別貯留を行っていない府立学校や、分別貯留が行われているものの古紙類を一般ゴミと併せて有償処分している府立学校があり、再生資源化に向けての取組が十分ではない。</p> <p>2 府立学校において処分した古紙類が適切にリサイクルされているか把握されていないため、再生資源化の確認が十分ではない。</p>	<p>1 再生資源化可能なゴミの分別貯留を行っていない学校については、早期に改善されるよう分別について指導されたい。 さらに、古紙類を有償処分している学校に対して他校の取組事例を紹介するなどして、各府立学校の実情を踏まえた売却処分や無償処分に向けて適切な指導を行われたい。</p> <p>2 府立学校において処分した古紙類が適切にリサイクルされていることを確認できるような仕組みを、各府立学校の実情を踏まえて検討されたい。</p>
	校数	備 考																					
①分別貯留実施	173校																						
②売却処分	17校	・11校は売却し収入としている。 ・6校は一般廃棄物収集運搬委託費から減額																					
③無償処分	118校	・一般廃棄物収集運搬業者による無償収集等																					
④有償処分	38校	・一般廃棄物収集運搬業者が一般ゴミと併せて収集し有償で処分																					
⑤分別未実施	6校	・不燃物と可燃物の分別のみ																					
計	179校																						

措置の内容

- 1 検出事項について、府立学校においても大阪府が率先して実施すべき循環型社会への取組をしていくことについて、分別をすることによる再生資源化可能なゴミの取扱いや、売却や無償回収など一部の学校における取組実践例なども紹介し、各学校の運営にあった取組を検討するよう依頼した。
あわせて、上記の依頼文書とともに、再生資源化可能なゴミの分別貯留については、府立学校において、一般廃棄物、再生資源化可能なゴミ及び産業廃棄物を分類して排出量を把握するよう、排出量計測表の様式及びその記入要領（分別を徹底した上で計測を始めることなどを示しているもの）を送付した。
また、平成30年1月30日開催の「平成29年度府立高等学校長協会」及び同年2月6日開催の「平成29年度府立学校校長連絡会」において、循環型社会への取組の実践に当たっては、事務職員のみによる取組に限ることなく、生徒や教職員を含めた学校全体の取組とするよう、学校長への働きかけも行った。
- 2 府立学校において処分した古紙類が適切にリサイクルされていることを確認できるよう、前記の依頼文書とともに、古紙類の処分に関する参考仕様書例（業務概要として、受注者が発注者から買い受けた不用物品（古紙類）を、受注者の責任において関係法令等を遵守の上、再生資源化できる流通経路を確保し、リサイクルに努めることなどを示したもの）、再生資源物（古紙類等）受領書の様式（受け取った再生資源化可能なゴミについて、適正な処理のもと活用する旨を示したもの）及び登録されているリサイクル事業者の一覧を送付した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月5日から同年7月11日まで）